

木下先生のご報告に対するコメント（主に著作権法の視点から）

情報通信法学研究会メディア法分科会（2022年2月9日）

酒井 麻千子（東京大学大学院情報学環）

0. はじめに

・木下報告はニュースメディア取引法の紹介（交渉スキーム）・競争法的観点・実体的権利の創出に関する議論と多様な論点を含むものであるが、本コメントでは著作権法の視点から、主に3番目に関する論点を検討する。

1. いくつかの補助線

1-1. 報道出版者（press publications）に対する著作隣接権？（著作権でなく？）

①「出版業界の持続可能性を確保し、それによって信頼できる情報の利用を促進するためには、報道出版物の制作における出版者の組織的・財政的貢献を認識し、さらに奨励する必要」（デジタル単一市場における著作権指令 recital(55)）

② 新聞社等の報道出版者がそもそも著作権を有していないため、オンラインサービス事業者との間での権利処理が複雑/困難（同指令 recital(54)）

・創作者主義の貫徹（投資保護の思考を著作権から排除/法人著作×）

⇒日本の場合、新聞社等が著作者・著作権者であることが多い点が異なる

1-2. スニペット表示に関連して

(1) デジタル単一市場における著作権指令

・「個々の言葉の使用または報道出版物の極めて短い抜粋（very short extracts of a press publication）による使用に関しては適用されない」（15条1項4文）

※「情報社会サービスプロバイダによる報道機関の出版物の大規模な集約及び利用を考慮すると、極めて短い抜粋の除外は本指令に定める権利の有効性に影響を与えないような形で解釈されることが重要である」（recital(58)）

(2) ドイツ著作権法

Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarkts（2021年6月7日施行）：著作権指令の国内法化、UrhG § 87(f)-87(k)¹

・個々の単語や非常に短い抜粋（sehr kurzer Auszüge）の使用を除外（87(g)条2項4号）

・「非常に短い抜粋」の程度については議論あり

¹ 2013年の改正時に導入されたもののやり直しである（VG Media v. Google 事件（Case C-299/17、2019年9月12日）で、CJEUはドイツ著作権法87(f)-87(h)条が指令98/34の1条(11)項の意味における「技術的規制」に該当すると判断し、「技術的規制」の場合は法案制定段階で欧州委員会への事前の通知が必要だがしていなかったために、個人に対して執行できないとしていた）。

2. 日本への導入を検討する場合の論点

2-1. 憲法的課題：著作隣接権/報酬請求権/補償金の創出にあたって

- ・財産権立法の合憲性
- ・損失補償請求権：「収用」該当性（報酬債務の負担-サービス継続？） / 特別犠牲の有無
- ・「租税」該当性：オーストラリア著作権法における私的複製の解釈の特殊性²？

2-2. 著作権法制度内部での整合性

(1) 著作権

- ・日本著作権法 47 条の 5 との対峙（スニペット表示）
 - 「軽微利用」の程度の解釈³
 - 補償金制度の追加可能性：同 30 条・35 条等との関係 / 本来権利制限の対象外となる利用行為か特定の著作物ジャンルの優遇？
 - いずれにせよ、抜粋された部分の著作物性が問題になる：ニュース記事の難しさ

(2) 著作隣接権/報酬請求権

- ・報道出版者に対して、著作権に加えて著作隣接権/報酬請求権を認めるべき意義
cf. 放送事業者の著作隣接権に関する議論 / 出版権に関する議論
- ・「プラットフォーム」の範囲⁴

2-3. その他

(1) プレスの自由との関係

- ・報道出版者：「民主主義・表現の自由との関係で特別に保護する必要性」（スライド 22）
 - いわゆるプレス特権の射程
 - 著作権法体系とのズレ？：創作者主義の観点と事実表現（同 10 条 2 項）

(2) エコシステムの創出の観点 ex. Google showcase <<https://news.google.com/showcase>>

以上

² 空テープの「ロイヤリティ」支払いが憲法 55 条にいう「租税」に該当するか否かについて、Australian Tape Manufacturers Association Ltd v. The Commonwealth [1993] HCA 10; 176 CLR 480(11 March 1993) では、オーストラリア著作権法 109A 条は私的・家庭内複製を著作権の侵害にあたらないと規定しており、また空テープの販売者は徴収の対価として著作権侵害となりうる行為を許可されるわけでもないことから、この徴収金は「ロイヤリティ」ではなく、従って税金に該当すると判断している。

³ たとえば日本新聞協会新聞著作権小委員会が 2021 年 12 月に公表した「著作権法第 47 条の 5 と新聞記事の利用について Q&A」では、「検索語の前後の文章で、当該記事の『5~10%程度』という認識を持っています」（p3）「リード文は、多くの場合は記事の中核を短くまとめたものであり、5~10%以内だからといってリード分（注：原文ママ）全体を使うことは、新聞記事の代替となってしまう危険性が高く、避けるべき」といった記述がある。

< <https://www.pressnet.or.jp/statement/20211210.pdf>>

⁴ 井上淳「EU における新聞等の発行者に対する著作隣接権の付与の動向について」情報通信学会誌 35 巻 3 号 41 頁（2017 年）46 頁では、オンライン・プラットフォームの集中・寡占化の課題が指摘されている。